

「美唄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」と 「美唄市地域包括支援センター運営協議会」の 市民委員募集

問合せ
介護保険係
☎ 63-0461

「美唄市高齢者保健福祉計画」、「美唄市介護保険事業計画」の策定などのため、委員会を設置しています。令和9年度から令和11年度までの次期計画について、有識者とともに市民の皆さんの意見をいただくため、市民委員を公募します。

なお、美唄市地域包括支援センター運営協議会委員は兼務として委嘱させていただきますので、ご了承ください。

応募資格 保健・福祉・医療の知識や経験、関心のある市内在住の20歳以上の方

委嘱期間 4月1日～令和11年3月末（任期3年）

募集人数 3人（20歳～39歳、40歳～64歳、65歳以上の各世代から1人ずつ）

募集期間 1月15日(木)～29日(木)必着

※申込方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



美唄市職員採用試験

令和8年4月1日採用

問合せ
職員係
☎ 62-3135

募集職種		受験資格		1次試験 1月25日(日)	2次試験 別途通知
事務職 ①一般 ②精神保健福祉士 ③社会福祉士 ④介護支援専門員	上級	昭和53年4月2日以降に生まれた方	②精神保健福祉士資格を取得している* ③社会福祉士資格を取得している* ④介護支援専門員資格を取得している*	教養試験、 作文	個別面接、 適性検査
	中級				
	初級				
技術職 (土木・建築)	上級	昭和45年4月2日以降に生まれた方		教養試験、 専門試験、 作文	
	中級				
	初級				

上級…学校教育法による大学（大学院を含む）を卒業（見込み）、同等の資格があると認められる方

中級…学校教育法による短期大学(高等専門学校および専修学校・専門学校を含む)を卒業（見込み）、同等の資格があると認められる方

初級…学校教育法による高等学校を卒業（見込み）、同等の資格があると認められる方

※…今年度末取得見込みも含む

◆受付締切 1月15日(木)まで

職員係に配置または市ホームページからダウンロードした申込書および受験票に必要な書類を添付の上、持参または郵送により申し込みください。

※各職種の受験資格や試験内容など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



宛 先 〒072-8660 職員係

確定申告の受け付けが始まります

問合せ
市民税係
☎ 6 2 - 3 1 3 9

ご来場の皆さんへお知らせとご協力をお願い

市役所での申告受け付けについては、1日当たりの対応可能人数に限りがあることから、1日最大80人までとさせていただきます。受付時間は15時までですが、番号札が80枚に達した場合、受付は終了となりますのであらかじめご了承ください。

受付時間 市役所 8時50分～15時（正午～13時を除く）
上記以外 9時50分～各会場による

期日・会場は混雑緩和のため、お住まいの地区ごとに設定しています。ただし、設定した日程での申告が難しい場合は、その他の日程で申告することも可能です。※事前の連絡は不要ですので直接会場へお越しください。

と き	と ころ	お住まいの地区
2月5日(木)	10時～13時	日東福祉会館（日東町栄町）
6日(金)	10時～15時	峰延福祉会館（峰延町本町）
9日(月)	9時～15時	市内全域（以下にあてはまる方のみ） ①年金収入のみの方の還付申告、 ②収入がない方の住民税申告
10日(火)		
16日(月)	9時～15時	大通東南全域、東南全域
17日(火)		
18日(水)	10時～15時	大通東南全域、東南全域
19日(木)		
20日(金)		南美唄コミュニティセンター（南美唄町西町）
24日(火)	9時～15時	大通西南全域、西南全域
25日(水)		
26日(木)	9時～15時	大通西北全域、西北全域
27日(金)		
3月2日(月)	10時～15時	東明西福祉会館（東8条北6丁目1-12） ※駐車台数に限りがあるため、車でお越しの方は市役所での申告にご協力ください。
3日(火)	9時～15時	大通西北全域、西北全域
4日(水)	9時～15時	大通東北全域、東北全域、共練町、東明町、落合町、盤の沢町、我路町
5日(木)		
6日(金)		
9日(月)	9時～15時	一心町、進徳町、上美唄町、癸巳町、北美唄町、沼の内町、開発町、西美唄町
10日(火)	9時～15時	市内全域【上記日程で都合のつかない方】
11日(水)		
12日(木)		
13日(金)		
16日(月)		

※申告に必要なものなど、詳しくは広報メロディー 2月号または市ホームページでお知らせします。

※日程等は、市の公式LINEでもお知らせします。

市ホーム
ページ▶



市公式LINE▶



混雑緩和のため申告会場に来られる方へのお願い

- ・原則、**提出者1人**でお越しください。
- ・市では令和7年中の申告を受け付けますので、**令和6年以前の所得税の申告は税務署等で申告してください。**
- ・上場株式等の配当所得等に係る課税方式の相談は、申告受付時にはできません。1月中に税務課窓口で相談してください。
- ・市ホームページで申告会場の待ち人数をお知らせしておりますので、ご活用ください。